「楽々ケアクラウド」機能追加

2022 年 5 月 6 日

＜医療訪問看護事業所　向け＞

手順

1	訪問看護療養費 明細書	令和4年の改正に対応した明細書に変更しました。 それに伴い、「基本情報」の「利用者情報」に下記の項目を追加しました。 ①「訪問する場所」と「死亡の状況」の項目を追加 ③「情報提供先」に項目を追加 ②「基本療養費　専門の研修を受けた看護師」加算を算定する項目の追加	—

手順

1. 「基本情報」タブをクリックし、「利用者情報」で該当する利用者の「編集」をクリックします。



2. 「医療保険情報」タブをクリックします。
   サービス提供月　2022 年 3 月以前の国保連請求を行う場合は、「療養費明細情報」の[新規登録]ボタンをクリックします。
   サービス提供月　2022 年 3 月以前の国保連請求を行なわない場合は「療養費明細情報」の[編集]ボタンをクリックします。



3.[療養費明細情報]の「適用開始年月」を、「令和 4 年 4 月 1 日」に修正します。



１－１．「訪問する場所」を登録する

サービス提供月　2022 年 3 月分までは、療養費明細書の「訪問する場所」に利用者の住所を印字していましたが、2022 年 4 月分からは入力した項目を印字するように修正しました。

①【訪問の状況】をクリックします。

②[【訪問した場所】 ※令和4年4月適用より] の「場所」欄の「▼」をクリックし、該当するものを選択します。

[施設]を選択した場合は、「施設種別」欄の「▼」をクリックして、該当するものを選択します。



１－2.「死亡の状況」を登録する

死亡の状況の「場所」欄で[施設]を選択した場合に、「施設種別」を選択する機能を追加しました。

①[施設種別　※令和 4 年 4 月より] の「▼」をクリックし、該当するものを選択します。



１－3.「情報提供先」を登録する

[【情報提供先】※令和４年３月まで] 欄に登録がある場合は、４月以降分を「新規登録」で作成する必要があります。
２ページ目の手順「3.[療養費明細情報]の「適用開始年月」を、「令和４年４月１日」に修正します。」を行っていない場合は行います。
行っている場合は、下記の手順へ進みます。

①【情報提供先】をクリックします。

②[【情報提供先】 ※令和４年４月適用より] 欄の「市区町村等」・「医療的ケア」・「医療機関等」の[▼]をクリックし、該当するものを選択します。



１－4.「専門の研修」を登録する

「基本療養費　専門の研修を受けた看護師」の加算を算定する場合は、以下の登録が必要です。

①【専門の研修】をクリックします。



②[基本療養費Ⅰ・Ⅱ]・・・該当のものを選択します。
③[専門管理加算(1～3)]・・・該当のものを選択します。
④[特定行為]・・・該当のものを選択します。
⑤[特定行為コード]・・・[特定行為]欄で「該当」を選択時に、該当のコードを選択します。
⑥[手順書交付年月日]・・・手順書の交付年月日を入力します。
⑦[直近見直し年月日]・・・直近の見直し年月日を入力します。

２．療養費明細書を印刷する

「療養費明細書」を印刷し、内容を確認します。

